

2021年10月7日

一部週刊誌の報道に関しまして

株式会社加藤美峰園本舗

一部週刊誌において掲載されました弊社に関する記事につきまして、多大なるご迷惑とご心配をおかけしております。なお、弊社のグリホサートの残留基準の見解は以下の通りでございます。

厚生労働省が定めるポジティブリスト制度【食品に残留する農薬等に関する制度】では、原則すべての農薬等について残留基準(一律基準を含む)を設定し、基準を超えた食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止を行うこととしたものです。

この制度では、はちみつに残留するグリホサートの基準は個別設定されておらず、一律基準の0.01ppmが適用されております。この基準は諸外国と比較しても、極めて厳しい基準となっています。【グリホサートの残留基準値の例/カナダ：0.1ppm、EU：0.05ppm】

よってはちみつの残留基準については、はちみつ業界団体とともに残留基準の見直しを現在厚生労働省に要請し、残留基準を0.05ppmとすることについて、パブリックコメントの募集を終了した段階です。

【厚生労働省のHP】(下記ページ別紙1の29ページ参照)

[「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件\(案\)」\(農薬等\(MCPA等48目\)の残留基準の改正及びゲンチアナバイオレット試験法の設定\)に関する御意見の募集について | e-Govパブリック・コメント](#)

また、厚生労働省が令和3年1月8日付に公表した「輸入食品に対する検査命令の実施」において、『グリホサートについて』と題して『現実的ではありませんが、体重60kgの人が、グリホサートが0.08ppm残留したはちみつを毎日750kg摂取し続けたとしても、生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、グリホサートが健康に及ぼす影響はありません』と記載されております。

【厚生労働省のHP】

[輸入食品に対する検査命令の実施 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

なお、アルゼンチン産はちみつ、及びカナダ産はちみつのうち、基準値0.01ppmを超えた農薬(グリホサート)が残留したと報道された製品の一部について、念のため自主回収することに致しました。この度の件に関しましては、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

以上